

地域防災 市消防団 新体制でスタート

市消防団が新体制になりました。団長に寺畑佳司さん（穂高有明）が再任されたほか、幹部団員 23 人中、副団長 2 人を含む 12 人が新たに任命されました。

地域での自主防災活動の際には危機管理課または最寄りの消防団員に気軽にご相談ください。

●市消防団団長・副団長（敬称略）



団長
寺畑佳司
(穂高有明)



副団長
平倉儀明
(堀金鳥川)



副団長
鳥羽昌弘
(明科東川手)



副団長（新任）
鳥羽正展
(三郷温)



副団長（新任）
二木 弘
(豊科高家)

圃堀金支所内危機管理課
TEL 72・6769 FAX 72・6739

平成25年凍霜害・ひょう害 支援事業の報告

平成25年4月の凍霜害、8月のひょう害の被害額は合わせて3億数千円となりました。市内での被害状況と支援事業は下記のとおりです。

市では、県や市農業再生協議会と連携し作成した凍霜害被害防止ポスターを市内全戸の農家へ配布しました。農家の皆さんは被害防止にお役立てください。

●凍霜害被害状況

平成25年4月22日を中心に発生した低温・凍霜害により、市内では果樹・野菜などが被害を受けました。（被害面積約250ヘクタール）

●ひょう害の被害状況

平成25年8月15日午後5時20分～30分に発生した降ひょうにより、三郷地域を中心とした収穫前果実が被害を受けました。（被害面積約2.2ヘクタール）

●支援事業総額

市	26,799,200 円
県	6,646,000 円
J A あづみ	6,381,300 円
市農業再生協議会（市再生協）	241,500 円
合計	40,068,000 円

●7つの支援事業（内訳）

1 農作物等災害緊急対策事業（市・県）	2,874,200 円
2 果樹経営緊急生産維持対策事業（市）	4,392,310 円
3 被害農家支援事業（市・JA）	12,770,100 円
4 凍霜害果樹営農継続支援等特別対策事業（市・県）	8,110,700 円
5 被害果出荷補助事業（市・県）	5,992,000 円
6 被害果実等処理事業（市）	5,636,790 円
7 防災意識向上活動支援対策事業（県・市再生協）	291,900 円



被害農家支援・被害果実の販売イベント



ひょう害にあったリンゴ

●農業関連緊急対策の内容

対象：農業経営を行っていて、今後も営農を継続される農業者（家庭菜園や自家消費は対象外です）

※支援策を受ける際に必要になることがありますので、次の書類の保管をお願いします。

- ①被災状況が分かる写真
- ②自分で撤去する場合の工事日誌（作業者名・作業時間等）、現場写真等
- ③自分で復旧・修繕する場合の見積書、契約書、納品書、請求書等
- ④業者に撤去・復旧等を発注する場合の見積書、契約書、納品書、請求書等

1 国・県・JA等と協調しての支援策

(1) 農業生産施設の復旧・修繕・撤去費支援対策

対象となる経費	ア 農業生産施設（育苗ハウス・生産ハウス、農機具格納庫、畜舎等）の復旧・修繕（附帯実施の撤去費を含む）に要する経費	
助成内容・補助率	(ア) 復旧、修繕	(イ) 撤去
	復旧、修繕費の10分の9以内を助成（国10分の5、県10分の2、市10分の2を支援） ①被災した施設と同程度の復旧・修繕 ②復旧、修繕の際に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大も可。	国の基準単価に施設の面積をかけた額、または実際の支払い額のうちいずれか低い方を助成 （国10分の5、県10分の2.5、市10分の2.5を支援） ○国の基準単価 ・ガラスハウス 1,200 円 / m ² ・鉄骨ハウス 880 円 / m ² ・パイプハウス（業者委託） 290 円 / m ² ・パイプハウス（自力撤去） 110 円 / m ²
対象となる経費	イ 施設の緊急な復旧・修繕のために行った除雪経費	
助成内容・補助率	県と市が事業費の全額を支援	

(2) 農業生産施設資材廃棄処理費支援対策

対象となる経費	撤去の際に発生した農業生産施設資材（プラスチック・鉄材）の廃棄処理に要する経費	
助成内容・補助率	国と市が事業費の全額を支援	※資材運搬に要する経費は除外 ※回収場所の提供等はJAが支援

(3) 農作物被害対策

対象となる経費	被災した農作物の代作用種苗、病害虫の緊急防除農薬、被害果樹復旧資材等の購入	
助成内容・補助率	県と市が事業費の全額を支援 ※市農作物等災害緊急対策事業補助金交付要綱の定めによる。	

(4) 被害農業者の経営安定対策

対象となる経費	J A 等が行う雪害対策資金（限度額500万円・貸付期間7年）の無利子化	
助成内容・補助率	県と市が利子分の全額を支援	

2 市単独支援策

(1) 農道・市道の除雪費および融雪資材購入費支援対策

対象となる経費	J A 等から依頼された、果樹園地帯の農道・市道を除雪した経費（重機レンタル料・燃料・融雪剤購入等）	
助成内容・補助率	除雪作業に要した経費の全額（人件費を除く）または、融雪剤購入費の2分の1を助成 ※支援内容は4月14日現在、今後変更になる場合があります。	

2月の豪雪による農業関連緊急対策

圃三郷支所内農政課生産振興担当
TEL 77・3111 (代) FAX 77・6060